

## 別添39 定常走行騒音の測定方法

### 1. 適用範囲

この測定方法は、自動車（被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）及び原動機付自転車（以下、特別に指示した場合を除き単に「自動車」という。）の定常走行騒音の測定について適用する。

### 2. 試験自動車

試験自動車は次に掲げる状態とする。

- 一 点検・整備要領等により整備されていること。
- 二 適当な速度で走行することにより十分暖機されていること。
- 三 試験自動車の重量は、車両総重量（牽引<sup>けん</sup>自動車の種類がセミトレーラを牽引<sup>けん</sup>するものである場合は、牽引<sup>けん</sup>自動車の車両総重量から第5輪荷重を減じた重量）であること。ただし、連結された試験自動車にあっては、牽引<sup>けん</sup>自動車と被牽引<sup>けん</sup>自動車の重量の和がそれぞれの車両総重量の和（牽引<sup>けん</sup>自動車の種類がセミトレーラを牽引<sup>けん</sup>するものである場合は牽引<sup>けん</sup>自動車の車両総重量から第5輪荷重を減じた重量と被牽引<sup>けん</sup>自動車の車両総重量の和）であればよい。この場合において、重量又は重量の和の許容範囲は、その±2%（車両総重量が1000kg未満の試験自動車の場合は±20kg）以内とする。

### 3. 試験路

試験路はJIS D8301（ISO 10844）に規定された路面（第40条第1項第1号、第118条第1項第1号及び第196条第1項第1号の規定が適用される自動車並びに第268条第1項第1号及び第284条第1項第1号の規定が適用される原動機付自転車にあっては、乾燥した直線平坦舗装路）とする。

### 4. 試験機器等の調整等

#### 4.1. 騒音測定装置

##### 4.1.1. 騒音計等

一 騒音を測定する装置は、次のいずれかに掲げるものであり、使用開始前に十分に暖機し、その後校正を行った上で使用すること。

- (1) 騒音計は、JIS C1509-1-2005 クラス1によるもの又はこれと同等の性能を有するものであること。
- (2) 音量計は、道路運送車両法施行規則第57条第1項第4号に定める技術上の基準に適合しているものであること。

二 周波数補正回路の特性は、A特性とする。

三 指示機構の動特性は、「速い動特性（FAST）」を有する騒音計等にあっては、「速い動特性（FAST）」とする。

##### 4.1.2. 自動記録装置

自動記録装置を用いる場合には、記録装置の動特性は4.1.1.第3号に準じた状態とする。

#### 4.2. マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

一 マイクロホンの位置は、走行方向に直角に車両中心線から左側へ水平距離にして7.5m離れた位置（図に示すM2の位置（第40条第1項第1号、第118条第1項第1号及び第196条第1項第1号に掲げる定常走行騒音の測定にあつては7m（図に示すM1の位置）） $\pm 0.05\text{m}$ の位置で、かつ、地上高さが $1.2\pm 0.05\text{m}$ の位置とすること。

二 マイクロホンの向きは、図に示す基線に直角、かつ、水平な向きであること。

#### 5. 測定場所及び測定条件

測定場所及び測定条件は、次の各号に掲げる要件に適合すること。

一 騒音測定を行う場所は、できるだけ周囲から反射音による影響を受けない場所とし、その場所の暗騒音の大きさは、原則として自動車騒音の大きさより10dB以上小さくなければならないこと。

二 騒音の大きさの測定は、風速が $5\text{m/s}$ 以下のときに行うものとする。

#### 6. 測定及び確認項目

6.1. の運転方法により試験自動車を定常走行させ、試験自動車が図に示す騒音測定区間にある間の自動車騒音の大きさの最大値を測定する。この場合において、牽引自動車にあつては、被牽引自動車を連結した状態で走行する場合の騒音の大きさも測定する。また、6.2. により試験自動車の速度を測定する。

##### 6.1. 運転方法

一 試験自動車を騒音測定区間の10分前から定常走行させ、試験自動車の後端（連結された試験自動車にあつては、牽引自動車の後端。以下同じ。）が図に示すD点を通過するまで定常走行を維持する。この場合において、試験自動車の車両中心線が可能な限り図に示す基線と一致するように走行させるものとする。

二 試験速度及び使用変速段等は、次の規定によるものとする。

イ 試験速度は原動機の最高出力時の回転数の60%の回転数で走行した場合の速度（その速度が $50\text{km/h}$ を超える自動車（軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては $50\text{km/h}$ 、その速度が $40\text{km/h}$ を超える軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車にあつては $40\text{km/h}$ 、その速度が $25\text{km/h}$ を超える第一種原動機付自転車にあつては $25\text{km/h}$ ） $\pm 1.5\text{km/h}$ の速度であること。

ただし、第40条第1項第1号、第118条第1項第1号及び第196条第1項第1号の規定が適用される自動車並びに第268条第1項第1号及び第284条第1項第1号の規定が適用される第二種原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数の60%の

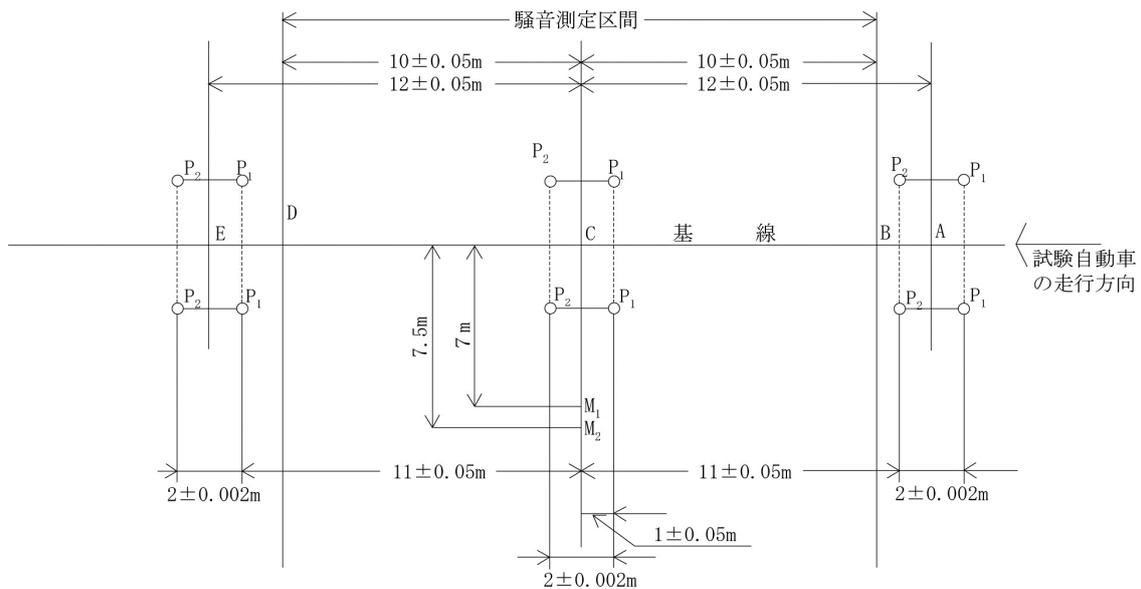
回転数で走行した場合の速度が35km/hを超える自動車にあつては、本号の規定中、「50km/h」及び「40km/h」を「35km/h」と読み替える。

ロ 使用変速段又は使用レンジ・モードは、イに掲げる試験速度で定常走行するときに通常使用される変速段又はレンジ・モードであること。

## 6.2. 速度の測定

試験自動車の速度は、図に示すA点、C点及びE点で測定する。

図



B：騒音測定区間進入点

D：騒音測定区間脱出点

A、C、E：車速測定位置

M<sub>1</sub>：騒音測定基準位置（第40条第1項第1号、第118条第1項第1号及び第196条第1項第1号並びに第268条第1項第1号及び第284条第1項第1号の規定が適用される自動車に限る。）

M<sub>2</sub>：騒音測定基準位置

P<sub>1</sub>、P<sub>2</sub>：光電管方式の場合の車速測定装置の位置